

介護認定における介護認定審査会の簡素化について

1 介護認定審査会とは

市町村の付属機関として設置され、要介護者等の保健・医療・福祉に関する学識経験者によって構成される合議体で、一次判定と主治医意見書等を基に申請者の要介護度を公平かつ公正に審査・判定を行うもの。

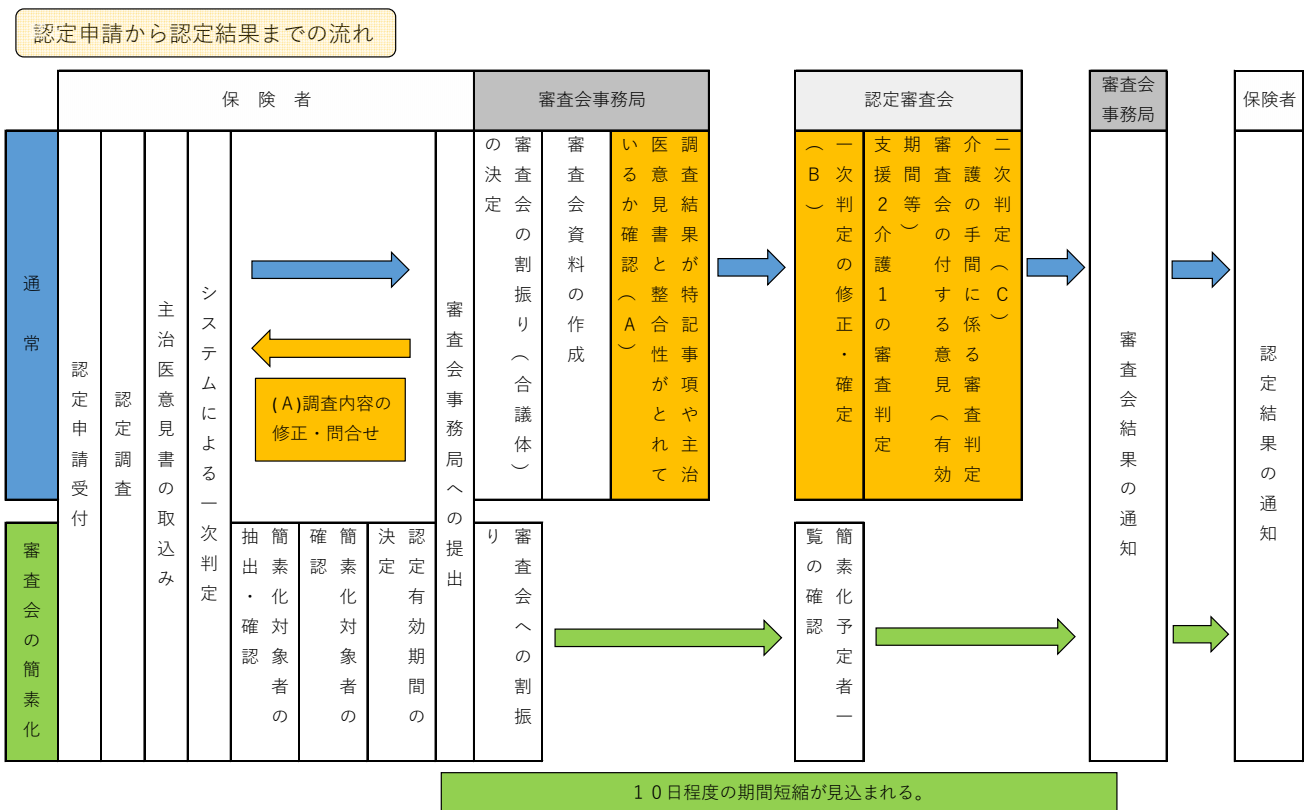
平成 11 年 8 月 1 日に有明圏域の旧 2 市 8 町で介護認定審査会を共同設置し、有明広域行政事務組合に審査会事務局を設置している。

令和 2 年度は、新型コロナに伴う更新延長の措置があったものの 2 市 4 町で 7,687 件の審査判定が行われている。

2 介護認定審査会の簡素化とは

要介護認定の申請から認定までの期間短縮、認定審査会や保険者の事務軽減のため、平成 29 年 12 月 20 日付け事務連絡「平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等について(老健局老人保健課長通知)」において、要件に合致する認定申請については認定審査会を簡素化して実施することが可能となっている。

これは、長期に渡り要介護状態が安定している方に限り、介護保険認定審査会における二次判定の手続きを簡略化するものです。



上記の図の上段(通常)の中で、(A)・(B)・(C)の事務が省略され、一次判定処理後は通常より 10 日程度の期間短縮が見込まれ申請者の方へ早く認定結果が通知できる。